

平成28年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成28年6月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012感染症免疫学的検査中（45）を次のように改める。

（45） デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性

ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。

イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。

ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、

・ 国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。

(イ) 区分番号「A 3 0 0」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか

(ロ) 区分番号「A 3 0 1」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか

(ハ) 区分番号「A 3 0 1-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか

(二) 区分番号「A 3 0 1-4」小児特定集中治療室管理料

エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改 正 後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(44) 略 (45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性</p> <p>ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性的所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。</p> <p>ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。</p> <p>(イ)～(二) 略</p> <p>エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</p> <p>(46)～(52) 略</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(44) 略 (45) デングウイルス抗原定性</p> <p>ア 「43」のデングウイルス抗原定性は、国立感染症研究所が作成した「デング熱・チクシングニア熱の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ)～(二) 略</p> <p>イ 感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</p> <p>(46)～(52) 略</p>